

スポーツ振興センターの災害共済給付について

学校管理下(授業中、休み時間中、部活中、課外授業中、登下校中)で災害(負傷、疾病、傷害又は死亡)が発生した場合には、その治療費(保険診療範囲内)や見舞金(治療費の1割)の給付が行われます。



給付条件 : 治療終了(数ヶ月の合算でも)までの医療費が 5,000 円 (500点)以上、
接骨院の場合も 5,000 円以上の時。

こどもの「福祉医療費受給資格者証」の利用ができます。

医療機関等の入院・通院、調剤ともに保険診療の医療費総額の3割の額に関して、受診時の自己負担なし、窓口での支払いなしで受診できます。

※窓口での支払いがないため、保護者への給付金は見舞金1割になります。

給付の対象にならないもの

- ・ 自費診療の分の医療費
- ・ 自動車での交通事故は対象になりません。
- ・ 自転車での交通事故は、相手から治療費等が支払われた場合は対象になりません。
- ・ 故意の犯罪行為または故意による災害の場合は給付されません。

上記以外にもありますので、そのつど確認します。



災害共済給付の請求手順

- ① 定時制職員室 川島まで書類を取りに来てください。
- ② 本人、または保護者が医療機関に書類を提出し、書類ができたら職員室に提出してください。
- ③ 書類をもとに申請手続きを行います。申請が通ると数ヶ月後に給付金があります。

